

随意契約理由書

1. 案件名称

東成複合施設エレベーター改修工事

2. 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

3. 随意契約理由

東成複合施設（8階東成図書館）のエレベーターにおける外部連絡装置の設置状況について、市民の安全・安心確保の観点から、エレベーターかご内からの非常時連絡を受ける各施設へのインターホンの増設、及び、監視盤への結線・配線工事を行う必要がある。

東成複合施設のエレベーターは、上記業者の製品であり、製造業者である上記業者以外は、インターホンの手配、エレベーター監視盤への結線工事、及び、改修工事中のエレベーターの停止等、技術面で対応不可能であり、かつ改修工事後の性能・作動状態等を保証することができない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06 - 6539-3314）